

# ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準一覧表

令別表第1の項番号	細番号	施設名	規模 最大定格 排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )				備考	
				昭和57年5月31日以前設置		昭和57年6月1日以後設置			
				A地域以外 昭和59年7月1日～	A地域 昭和59年7月1日～	一般排出基準	特別排出基準		標準 酸素 濃度 On(%)
						A地域以外	A地域		
※1	①	ガス専焼ボイラー  (⑤を除く)	20以上	0.05	★0.05(0.05)	0.05	0.03	5	
			4～20	0.05	★0.05(0.05)	0.05	0.03		
			4未満	0.10	0.10	0.10	0.05		
	②	ボイラーのうち重油その他の液体 燃料を専焼させるもの並びにガス 及び液体燃料を混焼させるもの  (③⑤を除く)	20以上	0.07	★0.05(0.05)	0.05	0.04	4	
			4～20	0.18	★0.15(0.05)	0.15	0.05		
			1～4	0.25	★0.25(0.20)	0.25	0.15		
			1未満	0.30	★0.30(0.20)	0.30	0.15		
	③	ボイラーのうち紙パルプの製造に 伴い発生する黒液専焼させるもの 並びに紙パルプの製造に伴い発 生する黒液及びガス又は液体燃 料を混焼させるもの  (⑤を除く)	20以上	0.20	0.15	0.15	0.10	Os	
			4～20	0.35	●(0.20)	0.25	0.15		
			4未満	0.35	●(0.20)	0.30	0.15		
	④	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの  (⑤を除く)	20以上	0.15	0.10	0.10	0.05	6	
			4～20	0.25	★0.20(0.20)	0.20	0.10		
4未満			0.35	★0.30(0.20)	0.30	0.15			
⑤	ボイラーのうち石炭(発熱量500 0kcal/kg以下)を燃焼するもの	20以上			0.10	0.05	6		
		4～20	0.45	0.45	0.20	0.10			
		4未満			0.30	0.15			
⑥	ボイラーのうち触媒再生塔に附属 するもの	—	0.30	★0.20(0.20)	0.20	0.15	4		
⑦	ボイラー  (①から⑤を除く)	4以上	0.30	★0.30(0.20)	0.30	0.15	Os	・On=6. 当分の間、Osと同じ値とする。	
		4未満	0.40	★0.30(0.20)	0.30	0.20			
2	①	ガス発生炉	—	0.05	0.05	0.05	0.03	7	
	②	加熱炉	—	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.03	7	
3	①	焙焼炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	Os	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.10		
	②	フェロマンガン製造用焼結炉	4以上	0.20	0.20	0.20	0.10	Os	
			4未満	0.20	0.20	0.20	0.10		
	③	焼結炉(②以外)	4以上	0.15	0.15	0.15	0.10	Os	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.10		
	④	か焼炉	4以上	0.25	0.20	0.20	0.10	Os	
			4未満	0.30	●(0.20)	0.25	0.15		
4	①	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	0.05	0.05	0.03	Os	
	②	溶鉱炉  (①以外)	4以上	0.15	●0.1	0.15	0.08	Os	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08		
	③	転炉(燃焼型のもの)	4以上	0.13	●(0.10)	0.10	0.08	Os	
			4未満	0.13	0.10	0.10	0.08		
	④	転炉(燃焼型以外)	—	0.10	0.10	0.10	0.08	Os	
⑤	平炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	Os		
		4未満	0.20	0.20	0.20	0.10			

※1 ボイラーの内、小型ボイラーについては別頁に掲載。

※2 A地域に昭和46年6月23日以前に設置された●印の施設については、A地域以外に適用される一般排出基準を適用する。

※3 ★印の施設に係る排出基準は、昭和59年7月1日から当分の間改正前又は改正後( )内の数値)の排出基準のいずれか厳しいものとする。

※4 ( )内は標準酸素濃度適用猶予である。

# ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準一覧表

令別表第1の項番号	細番号	施設名	規模 最大定格 排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )				備考
				昭和57年5月31日以前設置		昭和57年6月1日以後設置		
				A地域以外 昭和59年7月1日～	A地域 昭和59年7月1日～	一般排出基準 A地域以外	特別排出基準 A地域	
5	①	金属溶解炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	Os
		(次の反射炉を除く)	4未満	0.20	0.20	0.20	0.10	
		アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	4未満	0.30	0.20	0.20	0.10	
6	①	金属加熱炉	4以上	0.15	★0.10(0.10)	0.10	0.08	Os
			4未満	0.25	★0.20(0.20)	0.20	0.10	
7	①	石油加熱炉	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	6
		(次の加熱炉を除く)	4未満	0.15	★0.15(0.10)	0.15	0.08	
		潤滑油の製造の用に供する加熱炉(1万Nm <sup>3</sup> /h未満のもの)	1未満	0.18	★0.15(0.10)	0.15	0.08	
8	①	触媒再生塔	—	0.30	0.20	0.20	0.15	6
8-2	①	燃焼炉	—	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	8
9	①	石灰焼成炉のうち土中釜	—	0.40	★0.40(0.40)	0.40	0.20	15
		石灰焼成炉(①以外)	—	0.30	★0.30(0.30)	0.30	0.15	15
	③	セメント焼成炉	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	10
			4未満	0.10	0.10	0.10	0.05	
	④	耐火レンガ、耐火物原料製造用焼成炉	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	18
			4未満	0.20	★0.20(0.20)	0.20	0.10	
	⑤	焼成炉	4以上	0.15	★0.15(0.10)	0.15	0.08	Os
		(①～④以外)	4未満	0.25	★0.25(0.20)	0.25	0.15	
	⑥	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	15
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08	
	⑦	光学ガラス、電気ガラス、フリット製造用溶融炉(るつぼ炉)	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	16
			4未満	0.30	0.15	0.15	0.08	
⑧	光学ガラス、電気、ガラスフリット製造用溶融炉(るつぼ炉以外)	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	16	
		4未満	0.30	0.15	0.15	0.08		
⑧	⑥、⑦を除く溶融炉(るつぼ炉)	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	15	
		4未満	0.20	0.20	0.20	0.10		
⑧	⑥、⑦を除く溶融炉(るつぼ炉以外)	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	15	
		4未満	0.20	★0.20(0.20)	0.20	0.10		
10	①	反応炉、直火炉	4以上	0.15	●(0.10)	0.15	0.08	Os
			4未満	0.20	★0.20(0.20)	0.20	0.10	
		活性炭の製造用反応炉	1未満	0.30	0.15	0.20	0.15	
11	①	骨材乾燥炉	2以上	0.50	●(0.40)	0.50	0.20	16
			2未満	0.60	●(0.40)	0.50	0.20	
	②	乾燥炉(前項以外)	4以上	0.15	●(0.10)	0.15	0.08	16
			1～4	0.30	★0.20(0.20)	0.20	0.10	
			1未満	0.35	★0.20(0.20)	0.20	0.10	

※2 A地域に昭和46年6月23日以前に設置された●印の施設については、A地域以外に適用される一般排出基準を適用する。

※3 ★印の施設に係る排出基準は、昭和59年7月1日から当分の間改正前又は改正後( )内の数値)の排出基準のいずれか厳しいものとする。

※4 ( )内は標準酸素濃度適用猶予である。

# ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準一覧表

令別表第1の項番号	細番号	施設名	規模 最大定格 排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )				備考	
				昭和57年5月31日以前設置		昭和57年6月1日以後設置			
				A地域以外 昭和59年7月1日～	A地域 昭和59年7月1日～	一般排出基準	特別排出基準		標準 酸素濃度 On(%)
12	①	合金鉄(注葉の含有率が40%以上のもの)の製造用電気炉	—	0.20	0.20	0.20	0.10	0s	
	②	合金鉄(注葉の含有率が40%未満のもの)及びカーバイド製造用電気炉	—	0.15	0.15	0.15	0.08	0s	
	③	電気炉(前二項以外)	4以上 4未満	0.10 0.10	0.10 0.10	0.10 0.10	0.05 0.05	0s	
13	①	廃棄物焼却炉	別に記載						
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用培焼炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	0s	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08		
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉 (ヘレット焼成炉を含む)	4以上	0.15	0.15	0.15	0.10	0s	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.10		
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉 (溶網用反射炉を含む)	4以上	0.15	●(0.10)	0.15	0.08	0s	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08		
④	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉 (燃焼炉)	4以上	0.15	●(0.20)	0.15	0.08	0s		
		4未満	0.15	●(0.20)	0.15	0.08			
⑤	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉 (燃焼型以外)	—	0.15	0.10	0.15	0.08	0s		
		4以上 1～4 1未満	0.10 0.20 0.30	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20	0.05 0.10 0.10	0s		
	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	0.15[0.18]	●(0.10)	0.15	0.08	16	・〔 〕内は気流搬送型の施設の基準である。 ・直接熱風炉であって排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上のものは、括弧内の排出基準値が適用される。	
		4未満	0.30	★0.20(0.20)	0.20	0.10			
18	①	活性炭製造用反応炉(塩化亜鉛を使用するもの)	—	0.30	0.30	0.30	0.15	6	
20	①	アルミニウム精錬用電解炉	—	0.05	0.05	0.05	0.03	0s	
21	①	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用焼成炉	—	0.15	0.15	0.15	0.08	15	
	②	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用溶解炉	—	0.20	0.20	0.20	0.10	0s	
23	①	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	4以上	0.10	★0.10(0.10)	0.10	0.05	16	・直接熱風乾燥炉は、0sと同じ値とする。
			4未満	0.10	0.10	0.10	0.05		
	②	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉	—	0.15	0.15	0.15	0.08	15	
24	①	鉛の二次精錬又は鉛の管板、線の製造用溶解炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	0s	
			4未満	0.20	0.20	0.20	0.10		
25	①	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	0s	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08		
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	0.10	0.10	0.05	0s	
			4未満	0.15	0.15	0.15	0.08		
	②	鉛系顔料製造用反射炉	—	0.10	0.10	0.10	0.05	0s	
	③	鉛系顔料製造用反応炉(硝酸鉛の製造用を除く)	4以上	0.05	0.05	0.05	0.03	6	・鉛酸化物の製造の用に供するものは、0sと同じ値とする。
			4未満	0.05	0.05	0.05	0.03		
28	①	コークス炉	—	0.10	0.15	0.15	0.10	7	

※2 A地域に昭和46年6月23日以前に設置された●印の施設については、A地域以外に適用される一般排出基準を適用する。

※3 ★印の施設に係る排出基準は、昭和59年7月1日から当分の間改正前又は改正後( )内の数値)の排出基準のいずれか厳しいものとする。

※4 ( )内は標準酸素濃度適用猶予である。

# ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準一覧表

## ○小型ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>未満）のばいじん排出基準

施設	一般排出基準	特別排出基準
昭和60年9月9日までに設置 又は着手された施設	・当分の間、適用しない	なし
昭和60年9月10日以降着手設置された 施設	・ガス、灯油、軽油、又はA重油を使用する施設については当分の間、適用しない。 ・そのほかの施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。 (ただし、施行の日から5年以内に着手設置されたものは当分の間0.50g/Nm <sup>3</sup> )	同左 (ただし、施行の日から5年以内に着手設置されたものは、当分の間0.30g/Nm <sup>3</sup> )

各小型ボイラーの基準を整理すると下記のとおりとなる。

令別表第1の項番号	細番号	施設名	規模 最大定格 排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )				標準 酸素 濃度 On(%)	備考	
				昭和60年9月10日から 平成2年9月9日までに設置		平成2年9月10日以降に設置				
				昭和60年9月9日 までに設置	A地域以外 昭和59年7月1日～	A地域 昭和59年7月1日～	一般排出基準 A地域以外			特別排出基準 A地域
1	①	ガス専焼ボイラー (⑤を除く)		当分の間 適用しない	当分の間 適用しない	当分の間 適用しない	当分の間 適用しない	当分の間 適用しない	5	
	②	ボイラーのうち重油その他の液体 燃料を専焼させるもの並びにガス 及び液体燃料を混焼させるもの (③⑤を除く)	1以上	当分の間 適用しない	0.50	0.30	0.30	0.15	4	・軽質燃料(灯油、軽油、A重油)を専 焼並びにガス及び軽質燃料の混焼の ものは、当分の間、基準は適用しな い。
			1未満	当分の間 適用しない					0s	
	③	ボイラーのうち紙/バルブの製造に 伴い発生する黒液専焼させるもの 並びに紙/バルブの製造に伴い発 生する黒液及びガス又は液体燃 料を混焼させるもの (⑤を除く)		当分の間 適用しない	0.50	0.30	0.30	0.15	0s	
	④	ボイラーのうち石炭を燃焼させる もの (⑤を除く)		当分の間 適用しない	0.50	0.30	0.30	0.15	6	
	⑤	ボイラーのうち触媒再生塔に附属 するもの		当分の間 適用しない	0.50	0.30	0.20	0.15	4	・軽質燃料(灯油、軽油、A重油)を専 焼並びにガス及び軽質燃料の混焼の ものは、当分の間、基準は適用しな い。
⑥	ボイラー (①から⑤を除く)		当分の間 適用しない	0.50	0.30	0.30	0.20	0s	・0s=6。当分の間、0sと同じ値とす る。	

## ○ガスタービン等のばいじん排出基準

令別表第1の項番号	細番号	施設名	規模	排出基準値			備考
				一般(g/Nm <sup>3</sup> )	特別(g/Nm <sup>3</sup> )	On(%)	
29	①	ガスタービン	重油換算 50t/h以上	0.05	0.04	16	・昭和63年1月31日以前に設置又は着手されたものは当分の間基準は適用しない。
30	①	ディーゼル機関	重油換算 50t/h以上	0.10	0.08	13	・昭和63年1月31日以前に設置又は着手されたものは当分の間基準は適用しない。
31	①	ガス機関	重油換算 35t/h以上	0.05	0.04	0	
32	①	ガソリン機関	重油換算 35t/h以上	0.05	0.04	0	

(注) ・非常用は、当分の間適用しない。  
・熱源として電気を使用するものはOn=0sとする。

# ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準一覧表

## ○廃棄物焼却炉のばいじん排出基準

廃棄物焼却炉の基準は下記の表のとおりである。(A地域の施設については改正前の基準と比較する必要があるため、改正前の基準を示した。)

\* A地域に昭和46年6月24日～平成10年6月30日に着手又は設置された施設については改正前と改正後の排出基準のいずれか厳しい方を適用する。

なお、排出基準は、改正前は排ガス量ごとになっているが、改正後は処理の能力ごととなっている。

### 改正後

処理能力(t/h)	平成10年7月1日 以降設置	左欄以外*	標準酸素濃度On(%)
4以上	0.04	0.08	12
2～4	0.08	0.15	
2未満	0.15	0.25	

### 改正前

番号	令別表第1の項番号	施設名	規模 最大定格排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値(g/Nm <sup>3</sup> )				標準酸素濃度On(%)
				昭和57年5月31日以前着手又は設置		昭和57年6月1日以後着手設置		
				A地域以外 昭和59年7月1日～	A地域 昭和59年7月1日～	一般排出基準	特別排出基準	
				A地域以外	A地域	A地域以外	A地域	
36	13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	0.15	★0.15(0.10)	0.15	0.08	12
			4未満	0.50	★0.50(0.20)	0.50	0.15	
37		廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	—	0.50	★0.50(0.40)	0.50	0.25	12

※2 A地域に昭和46年6月23日以前に設置された●印の施設については、A地域以外に適用される一般排出基準を適用する。

※3 ★印の施設に係る排出基準は、昭和59年7月1日から当分の間改正前又は改正後( )内の数値)の排出基準のいずれか厳しいものとする。

※4 ( )内は標準酸素濃度適用猶予である。